

# 雀宮南小学校いじめ防止基本方針

(平成 30 年 4 月 1 日 改訂)

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童にもあらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

平成 25 年 9 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が施行されたことを受け、法第 13 条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第 13 条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### (1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめ防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条)

### (3) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、そ

の解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

## ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ 全職員が、児童が発しているサインを見逃すことのないように、教師は「もしかしたら自分の学校や学級で、いじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に児童に接すること、教員相互の情報交換を密にとることを心がける。

## ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 思い悩んで相談してくる児童の悩みを親身になって受け止め、いじめには迅速に対応することで、いじめの悪化を防止するとともに早期解決につなげるなど、いじめられている子供の立場で考える。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう規範意識を養う指導、その他必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

## ⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等に係る校内組織「いじめ等対策委員会」を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運

用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と学校が連携を図りながら対応にあたる。

## (2) いじめ等対策委員会

### ① 目的

本校教育の具現化を目指して、児童指導の目的が十分達成されるよう各領域間の連絡調整、諸計画の検討と実践及び、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止・早期発見、迅速な対応を推進することを目的とする。

### ② 構成

校長 副校長 教務主任 学年主任 児童指導主任 学習指導主任 保健主事 教育相談主任 (SCM) 養護 (助) 教諭 スクールカウンセラー

その他、事案に応じて関係児童の担任やその他の関係職員、関係機関等を加えるなど、柔軟に対応する。

### ③ 内容

- ・ いじめの防止に関する基本方針の策定に関すること
- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、**情報共有**
- ・ いじめの防止及び早期発見、適切かつ迅速な対策の推進に関すること
- ・ いじめの防止の理解を深めるための啓発に関すること
- ・ いじめに関する定期的な調査、相談体制に関すること
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 児童・保護者への支援、指導、助言に関すること
- ・ インターネット通して行われるいじめの防止対策に関すること
- ・ 関係機関との連携に関すること
- ・ その他、学校長より諮問を受けた事項

など

### ④ 校内研修

「いじめ」の理解と対応【改訂版】等を活用した校内研修を実施する。

### ⑤ 運営

- ・ いじめの防止等に係る取組方針の企画立案や児童のいじめに係わる情報の共有のため、定期的に開催する。
- ・ いじめの発生時は、関係職員を含めて緊急会議を開いて、対応を協議する。

## (3) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校

のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知したりする。

### ① いじめの防止

「いじめはどの児童にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

## ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・地域学校園あいさつ運動の実施（7月，11月）
- ・PTA・自治会・家庭との連携を図った朝のあいさつ運動（7月，11月）
- ・児童指導主任，生徒指導主事による地区内巡回と情報交換（毎月2回）
- ・児童生徒指導強化連絡会の充実
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）

## イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・5月，10月を「いじめゼロ強調月間」とする。
- ・イエローリボンの配付，着用の呼びかけ
- ・アンケート調査の実施（5月，10月，1月，2月）
- ・いじめ根絶（ゼロ）スローガンの発表（5月）
- ・いじめ根絶（ゼロ）集会（10月）

## ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・よい子の生活（決まり）の指導（随時，通年）
- ・よい子の一日による生活の振り返り（毎月末）
- ・なかよし活動（縦割り班）の充実・工夫  
[縦割り班で遊ぼう]，[縦割り班で働こう]，[縦割り班で遠足に行こう]，[縦割り班で感謝の会をしよう]
- ・言語環境の整備とあいさつの率先垂範による明るい学校づくり
- ・食育・勤労体験を重視した「学校農園・花壇活動の充実」
- ・福祉交流活動の充実
- ・幼稚園児や地域の高齢者との交流活動の充実
- ・「道徳科の授業の充実」及び「人権教育の充実」

## エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・児童会いじめ防止委員会の設置（代表委員会）と取組み
  - ア いじめ根絶（ゼロ）スローガンの発表（5月）
  - イ いじめ防止に関する児童会だよりの発表
  - ウ いじめ根絶（ゼロ）集会（10月）
  - エ いじめゼロ月間での黄色いリボンの作成と，リボン着用の呼びかけ
  - オ 道徳科の授業や学級活動などにおいて，児童自らいじめの問題を自分のこととして捉え，正面から向き合うことができるような，議論などを行う機会や場の設定

## オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・低学年の目標・ ・友達や人の話をしっかり聞いたり、相手のことを考えて発表したりできるようにする。
  - ・中学年の目標・ ・情報の伝達においては、受け手のことを考え、相手を尊重した処理や発信ができるようにする。
  - ・高学年の目標・ ・常に情報の真偽を判断しようとする態度を養う。複数の情報を比べて検討することができるようにする。
- ※ 全学年に応じた「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づきスマートフォンや携帯電話の適切な使い方やマナー等を推進するなど、必要な啓発活動を行う

## カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・いじめゼロ強調月間のチェック票の実施
- ・いじめ点検票の活用

## キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対する理解促進

- ・日頃からのあいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃時間などの機会を通じて、児童とのふれあいを大切にする。
- ・定期教育相談（いじめ実態調査を含む）の実施（6月、10月）
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童（生徒）に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導

### ② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

## ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を深める。
- ・教育相談週間やいじめゼロ強調月間を設定する。
- ・外部の相談機関について児童や保護者に周知する。
- ・年度当初の学校だより、学年だより、保護者会等で相談窓口を家庭に周知し、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

## イ スタンダードダイアリーの活用

- ・日々ダイアリーを活用して児童の思いや願い、悩み等を学級担任が受止め、アドバイスし教師と児童との温かな信頼関係を構築しながら、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

## ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・教育相談（6月、10月）
- ・アンケート調査の実施年4回（5月、10月、1月、2月）
- ・振り返りカードによる学習や生活の振り返り（7月、12月）
- ・教員による休み時間等の巡回指導（通年）
- ・教職員同士による交換の場（ミニ支援委員会）でのいじめに関する問題等の情報交換（6月、9月、11月、1月）

## エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ ネットいじめをはじめ、いじめは重大な人権被害になり得るだけでなく、刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなど児童への指導
- ・ 家庭のルール作りの啓発と家庭からの情報の収集  
(スマホ・ケータイ・フィルタリング、パソコンの安全管理、子どもとのコミュニケーションの推進)
- ・ いじめや人権にかかわる書き込み等を発見した場合、その状況を確認する。  
(いつから、何があったのか、きっかけや原因は、分かっていること、分からないことなど)記録を残す。(日時、画面のコピーや写真、書かれている内容のコピーなど)削除依頼を行う。  
→市教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用  
→栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110

## オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ 多様化するいじめの要因や背景、またその対応について教職員が理解を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、5月、10月のいじめ根絶(ゼロ)強調月間に合わせて教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」で校内研修を

## カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携

### ③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全

確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態
- なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

#### いじめの認知や解消について

- 喧嘩やふざけ合いも背景を調査し、いじめに当たるかどうか適切に判断する。
- いじめが「解消した」と判断するうえで「いじめ行為が止んでいることと（少なくとも3か月を目安）」と「被害児童が心身の苦痛を受けていないこと（被害児童及びその保護者に確認）」を基準とすること

#### <いじめられている児童への対応>

※いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。

(16条の4)

ア 心のケアを図る。

- ・ いじめられている子どもの心情を十分理解し、「絶対に守る」という学校的意思を伝え、スクールカウンセラーを活用して、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃の時間などの安全確保に努める。
- ・ 本人の訴えを真剣に、共感的に受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。

イ 今後の対応について、ともに考えていく。

- ・ いじめを解決する方法について、話し合っ決めていく。本人の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。
- ・ 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用する。
- ・ 児童指導・いじめ防止推進委員会を組織し、指導方針を共通理解したうえで役割分担し、迅速な対応を進める。

ウ 活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。

- ・ 目標を設定させ、努力する過程で認め、励ます。
- ・ 活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせる。

エ 温かい人間関係をつくる。

- ・ 子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- ・ 人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努める。

### ＜いじめている児童への対応＞

- ア いじめの事実を確認する。
- ・ 感情的になったり決めつけたりせず、冷静客観的に事実と経過を確認する。
  - ・ いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を聞く。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内を理解する。
- ウ いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる。
- ・ 相手の苦悩を理解させる。
  - ・ 指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満感や不信感を残してしまい、さらなるいじめに発展することがないように留意する。
- エ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。
  - ・ 自分の良い面に気付かせ、それを生かせるよう立ち直させる援助する。
- オ 別室での学習
- ・ 必要があると認めるときは、保護者の了解のもと、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにする。 (第23条の4)

### ＜周りの児童への対応＞

- ア 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。
- イ いじめられている児童の苦しみや心の痛みに気付かせる。
- ・ 観衆や傍観者がいじめられている児童に与える苦痛の大きさを理解させる。
- ウ いじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底して守り通すことを約束する。

### ＜家庭との連携＞

- ア いじめられている児童の保護者に対して
- ・ 子どもの辛さや苦しさに対して、精一杯の理解を示す。
  - ・ 子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝える。
  - ・ 家庭では、子どもに寄り添いながら親子のコミュニケーションを大切にしよう協力を求める。
- イ いじめている子の保護者に対して
- ・ 保護者と面談し、事実関係を丁寧に説明する。
  - ・ 一方的に責めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮する。
  - ・ いじめの解決には、保護者の協力が必要であることを伝える。
- ※いじめの当事者の保護者同士の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報について関係保護者と共有を図る。(第23条の5)

### ＜関係機関との連携＞

ア いじめの通報を受けたときや児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を市教委に報告する。

(第23条の2)

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。

(第23条の6)

### ④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTA との連携、家庭への啓発

- ・「児童指導だより（南っ子）」の発行による家庭や地域への啓発活動の充実

イ 地域との連携

- ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等警察への相談・通報

### 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

(※学校いじめ防止基本方針はH29年度10月宇都宮いじめ防止基本方針の改訂を受けてH30年度4月改訂)